



## 労働契約法改正案に関する最新情報

今年も残り少なくなり、年度末に向けご苦労されておられることと存じます。上海市内で偶々、クリスマス飾りを目にしたので、暫しご休憩下さい。



今期は労働契約法改正案に関する最新情報を纏めましたのでご参照ください。

2012年12月24日～12月28日、第11期全人大常務委員会第30回会議において『労働契約法』改正案が再度審議される。法律案を審議する会議としては新体制となって初めてとなる。また、『労働契約法』改正案は再度審議対象に組み入れられ<sup>1</sup>、改正案が順調に通過するか否かが再度注目されている。

## 1. 年内に改正案が通過する可能性

中央政府は本来2012年中に改正案を通過させる計画であり、計画を予定どおりに進めるには、今回の会議で改正案を議決しなければならない。今回議決されると仮定すると、改正案は早ければ2013年7月<sup>2</sup>に実施される。

事務所は、本会議で改正案が通過する可能性は70%と判断する。具体的には以下のとおり。

1) 改正案における労務派遣問題がさらに具体化されることはないと思われ、2012年中に通過する可能性が高い。

周知のとおり、改正案は労務派遣の前提条件を限定したが、具体的実現性に欠けるため、立法者としてはさらに具体化したいと考えている。しかし、労務派遣の恩恵を受けていた企業(特に独占業界に属する企業)<sup>3</sup>からの度重なる圧力があり、立法者は妥協案として改正案の内容をこれ以上は具体化しないことを決めたようだ。立法者としては、現改正案のままか、内容を若干調整することでも、中央政府が労務派遣問題を規範化するという決意と成果を十分に国民に示すことができるであろうと考えている。

従って、本会議で改正案が通過したときは、以下の結果が見込まれる。

- 今後労務派遣が大量使用されることはなくなるが、現在労務派遣を適用している職位を如何に調整するかについては、実施細則が直ちに公布されるわけではないため、この問題がすぐに解決されることはない。
- 外資系企業は労務派遣会社と運命共同体であり、外資系企業が提携している労務派遣会社が現地政府の圧力を受けなければ、外資系企業の労務派遣雇用方式もすぐに影響を受けることはない。

上述の通りこれ以上具体化しないことを前提とした場合、本会議で改正案が通過することは企業にとっては好ましいことである。原則的内容を規定したのみの法律であれば、企業としては、「曖昧な」状態で、「思うままに」運営できる。

<sup>1</sup> 本会議で審議されるその他法律には、『証券投資基金法』改正案、『高齢者權益保障法』改正案、『旅行法』草案がある。

<sup>2</sup> 通常の場合、審議通過した法律改正案は半年後に正式に実施される。

<sup>3</sup> より具体化した結果、これら企業による労務派遣の大量使用が制限され、高額な利益獲得が抑制される。

2) 毎回の審議で通過する法律には一定の制限がある。つまり、同時に審議した法律の全てが通過することはない。通過率を保持するために争点の少ない法律を優先的に通過させる傾向にある。従って、立法者には、『旅行法』等の検討が既に機が熟した段階に達しているため、これら法律を先に通過させ、争点の多い『労働契約法』改正案はいつそのこと棚上げして、今後ゆっくり検討したいとの思惑があると思われる。

2. 企業が労務派遣への制限を回避する対応としては、「アウトソーシングサービス」が主要な方法になりつつある。

調査の結果、中央企業、外資系企業を含む企業は「アウトソーシングサービス」を労務派遣への制限を回避する対応法としている。具体的なパターンは以下のとおり。

労務派遣会社が関連性のあるアウトソーシング会社を設立し、企業は労務派遣を適用している職位をアウトソーシングを通じて実施する（企業とアウトソーシング企業がアウトソーシングサービス契約を締結）。アウトソーシングする労働者の賃金は企業がサービス費としてアウトソーシング企業に支払う。

この方法は、技術系の企業ではすでに採用されており、適用対象の労働者数は総従業員数の約3分の1を占めている。

以上、最新の情報から、労働契約法改正案は2013年に実施される可能性が高くなってきているが、日系企業にとって、2013年すぐに直接的影響が出ることはないと思っております。



## 劳动合同法修正案的最新情报

2012年12月24日—12月28日，第十一届全国人大常委会第30次会议将再次审议《劳动合同法》修正案。这是新一届政府任职后的第一次法律审议会议，而且《劳动合同法》修正案再次被列入审议的法律之一<sup>4</sup>，对于该修正案能否顺利通过的问题，将再次被重点关注。

### 3. 2012年年内顺利通过修正案的可能性

据了解，中央政府原计划在2012年内通过修正案，如按该时间计划，那么本次审议会议就必须对修正案顺利表决，以此计算，修正案最快的实施时间可能在2013年的7月<sup>5</sup>。

据我们判断，本次会议通过修正案的可能性为70%。具体分析如下：

#### 3) 修正案关于劳务派遣问题不太可能进一步细化，所以，中央政府在2012年内通过修正案的可能性增加

众所周知，修正案虽然对限定了劳务派遣的前提条件，但仍缺乏实践操作性。事实上，立法者也希望对此进一步细化，但受到利益集团的重重阻力（特别是垄断性行业的利益集团）<sup>6</sup>，作为一种妥协，立法者不再对修正案内容进行细化。立法者认为，仅以目前的修正案，或者仅对修正案内容再进行少量的调整，予以通过后，就足以向民众表明中央政府规范劳务派遣问题的决心和成效了。

因此，如果本次会议通过修正案，其实际结果是：

- 利益集团不会再大量增加劳务派遣的岗位，但现有的劳务派遣岗位应如何调整，由于缺乏立即颁布的实施细则，该问题并不会马上得到解决。
- 外资企业与劳务派遣公司成为命运共同体，只要外资企业所合作的劳务派遣公司未立即受到来自当地政府的压力，外资企业的劳务派遣用工方式并不会立即受到影响。

综上，在不进一步细化的前提下，我们认为，本次会议通过修正案，对企业而言是个好消息。因为如果一部法律只有原则性的规定，企业才可能在“模糊”的状态下“游刃有余”的生存。

<sup>4</sup> 本次会议中同时审议的法律还有《证券投资基金法》修正案、《老年人权益保障法》修正案、《旅游法》草案。

<sup>5</sup> 通常情况下，审议通过的法律修正案会在半年后正式实施。

<sup>6</sup> 因为进一步细化所导致的结果是，利益集团大量使用劳务派遣的行为将受到更多的限制，从而遏制其获得高额的利润。

4) 每次审议会议对通过的法律有一定的比例限制，即，同时审议的若干部法律，不可能全部通过。为了保持通过的比例，往往会将争议较少的法律优先通过。所以，立法者也会有另外一种考虑，即，对于争议颇多的《劳动合同法》修正案，索性先搁置，慢慢研讨，优先通过已研讨成熟的法律（比如旅游法）。

4. 作为应对，“服务外包”已逐步成为企业规避劳务派遣限制的一个主要方法

根据我们的调查，包括中央企业、外资企业在内的企业都开始将“服务外包”作为规避劳务派遣限制的一个对应方法。具体模式如下：

由劳务派遣公司设立关联性的服务外包公司，企业再将现有的劳务派遣岗位通过外包的方式实施（企业与服务外包公司签订外包服务合同），外包人员的工资由企业通过服务费方式向服务外包公司支付。

这种方式，在一些技术类企业中已经开始实施，涉及的员工人数约占该企业总员工人数的 1/3。

总之，根据最新的情报分析，劳动合同法修正案在 2013 年实施的可能性在逐步增加，但我们认为，对日资企业而言，2013 年并不会立即产生直接影响。

\*\*\*\*\*

ご質問又はご相談がございましたら、下記担当者まで気軽にお問い合わせください。  
弁護士 王 穩 (wangwen@jhlflaw.com)  
電話: +86-21-6876-7600

この法律情報は国際商務、企業、法律業界人士のコンサルティング参考だけに使用するものであり、この情報を正式な法律意見と見なさないでください。当所はこの情報内容に対して一切の法律責任を負いません。専門の弁護士と相談確認し、慎重に対応して下さい。いかなる疑問或いは専門問題の相談を必要とする場合は、当事務所へご連絡下さい。ご相談をお待ちしております。